

介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント

雇用する上でのルールについて



労働者を雇用するうえで、必須のルールというものがありません。その中で特に労働基準法に基づく内容を中心としてまとめたパンフレットが、こちらの『介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント(16ページ)』です。

例えば、労働者の雇入の際には、労働条件通知書を交付することが法律で義務付けられていますが、そういった項目をわかりやすく解説しています。

リンクはこちらへ！➡



『ポイント』は令和3年の更新が最後ですが、定期的に刷新していますので、ご存じの方も、この機会に内容をご確認いただきたいと思います。

この『ポイント』は労働基準法が中心ですが、ほかの法律や制度などもまとめた厚生労働省のホームページが次の項目になります。

『介護労働者の雇用』のページについて

厚生労働省HP「介護労働者の雇用」ページへのリンクはこちらになります。

前述の『ポイント』のほか、介護事業所ナビ（雇用管理改善情報サイト）や雇用管理責任者講習の案内、職場改善好事例の掲載などがされています。

外部リンクで、公益財団法人介護労働安定センターが案内されていますが、こちらの介護の雇用管理改善 CHECK&ACTION25 なども参考になるかと思えます。



